

## 3-6.他の大学院における授業科目の履修

### 他の大学院で履修した科目について

他の大学院との協議の上、教育上有益と認められた授業科目については、所定の手続きを経て履修することができます。また、修得した単位については15単位を上限に本学における授業科目として修得したものとみなすことができます。なお、入学前の既修得単位等と他の大学院で履修した科目で単位認定できる上限はあわせて20単位までとなります。

### 受講可能な科目

- ・単位互換協定を締結している大学院が開講し、学生が所属する教育プログラムの授業科目に相当または関連する授業科目
- ・上記の他、本学が特に教育上有益であると判断する科目

### 手続き

所定の期日までに、下記の書類を教務担当に提出してください。

- ・履修申請書（本学様式）

※期日や提出書類等の詳細については履修希望者に別途教務担当から連絡します。

### 履修の許可

相手先の大学院において履修が許可され次第、教務担当より本人宛に連絡します。

### 履修報告書

履修終了後、速やかに授業科目履修報告書（本学様式）を教務担当に提出してください。提出がない場合は単位認定することができません。

### 単位認定

単位認定については、学内での審議を経て教務担当から本人宛に通知します。なお、不合格となった場合も本人宛に通知します。

### 成績評価

単位認定された場合は、単位互換認定を表す「T」として記載されます。不合格となった場合は、不合格を表す「F」として表記されます。